

副食費の補足給付について

下記に該当する方は、給食費のうち、副食費（ex.おかず、おやつや牛乳、お茶代など）が無償となります。対象者は、申請が必要となります。

施設等利用給付 1号認定子ども

◇市町村民税の所得割額の世帯合計が 77,101 円未満（おおむね年収 360 万円未満）

◇第3子以降の子ども

<児童の数え方>

小学校3年生までの範囲において、最年長の子どもから順に数えます。

最年長者・・・・・・第1子

次年長者・・・・・・第2子

上記以外の者・・・・第3子

※小学生以下の子どもは、「就園児」を数えます。「就園児」は、認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚園部、保育所、地域型保育事業、企業主導型保育施設、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅型児童発達支援、児童心理治療施設、を利用している未就学児を指します。

世帯の所得割額	第1子	第2子	第3子
77,101 円未満	副食費給付（無償）	副食費給付（無償）	副食費給付（無償）
77,101 円以上	副食費保護者負担		副食費給付（無償）

注1 「所得割額」は、住宅借入金等特別税額控除等の控除前の額とします。

注2 世帯のうち2人以上に所得割が課税されている場合、その合計で課税区分を適用します。

<副食費の判定に用いる課税年度>

利用月	課税年度
4月から3月まで	前年度

<申請手続きについて>

対象者は、下記書類を提出してください。

副食費に係る補足給付交付申請書（代理受領用）

※前年の1月1日時点、江別市外の市町村に居住していた場合、居住していた市町村で発行された住民税証明書（市町村民税、総所得（合計所得）金額、各種控除額の内訳、扶養者数の内訳が記載されている証明書）が必要です。